

# スイスの次期農政改革

## ～「農業政策2014－17」の背景と概要～

農畜産業振興機構 alicセミナー

2013年4月17日 講演資料

平澤明彦(農林中金総合研究所)

# 目次

- 1 スイス農業の概要
- 2 これまでの農政改革
- 3 牛乳割当の廃止と需給
- 4 次期改革

# 1. スイスの農業

# 農業・農政のあらまし

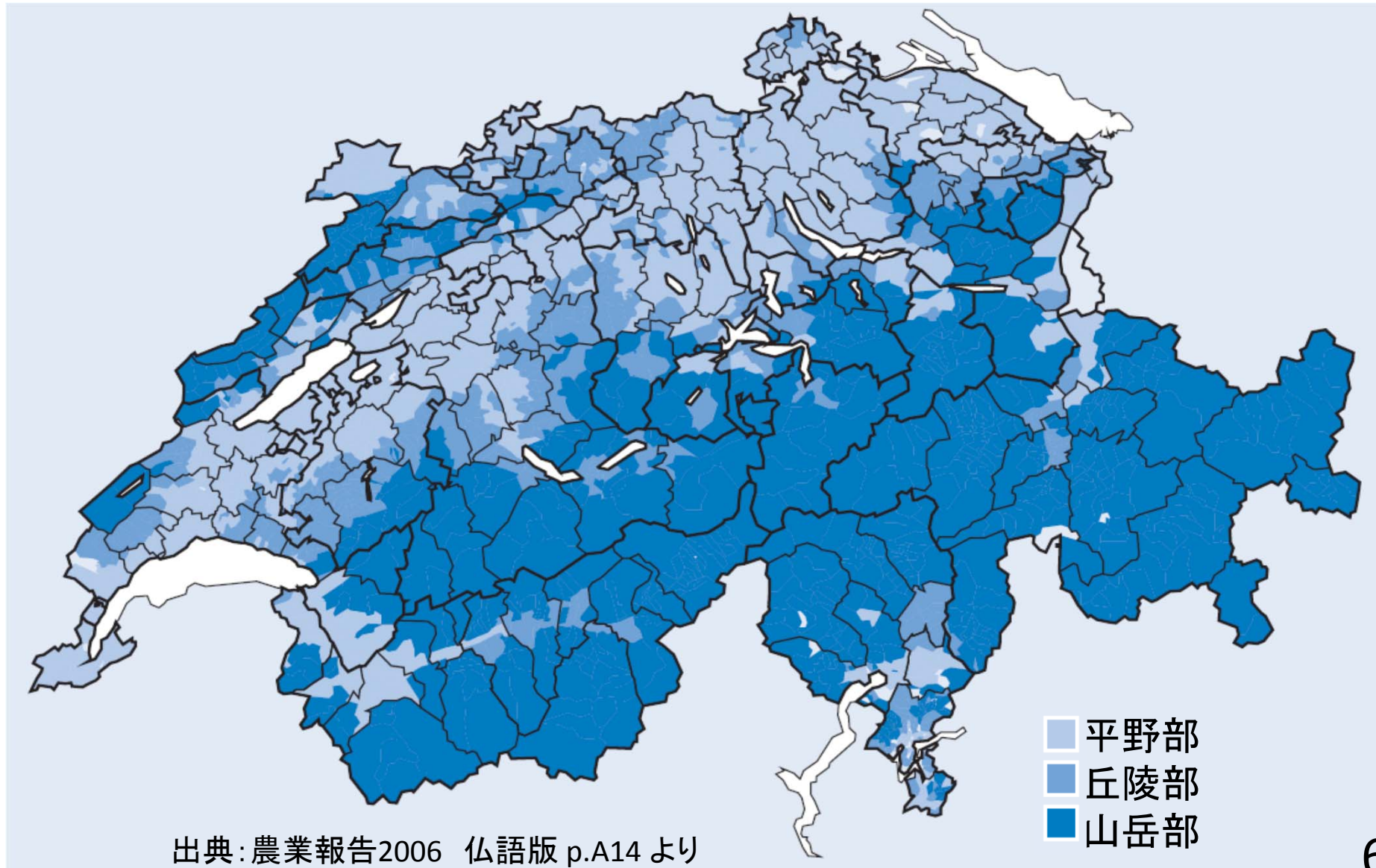
- スイス農業：
  - 土地資源制約、低競争力
- スイス農政：
  - かつての輸入依存と食料自給強化
    - 2つの世界大戦における食料不足
  - 農業政策の転換（1990年代～）
    - 多面的機能と直接支払いへ、国民投票
  - EUへの適応

# スイスの概況

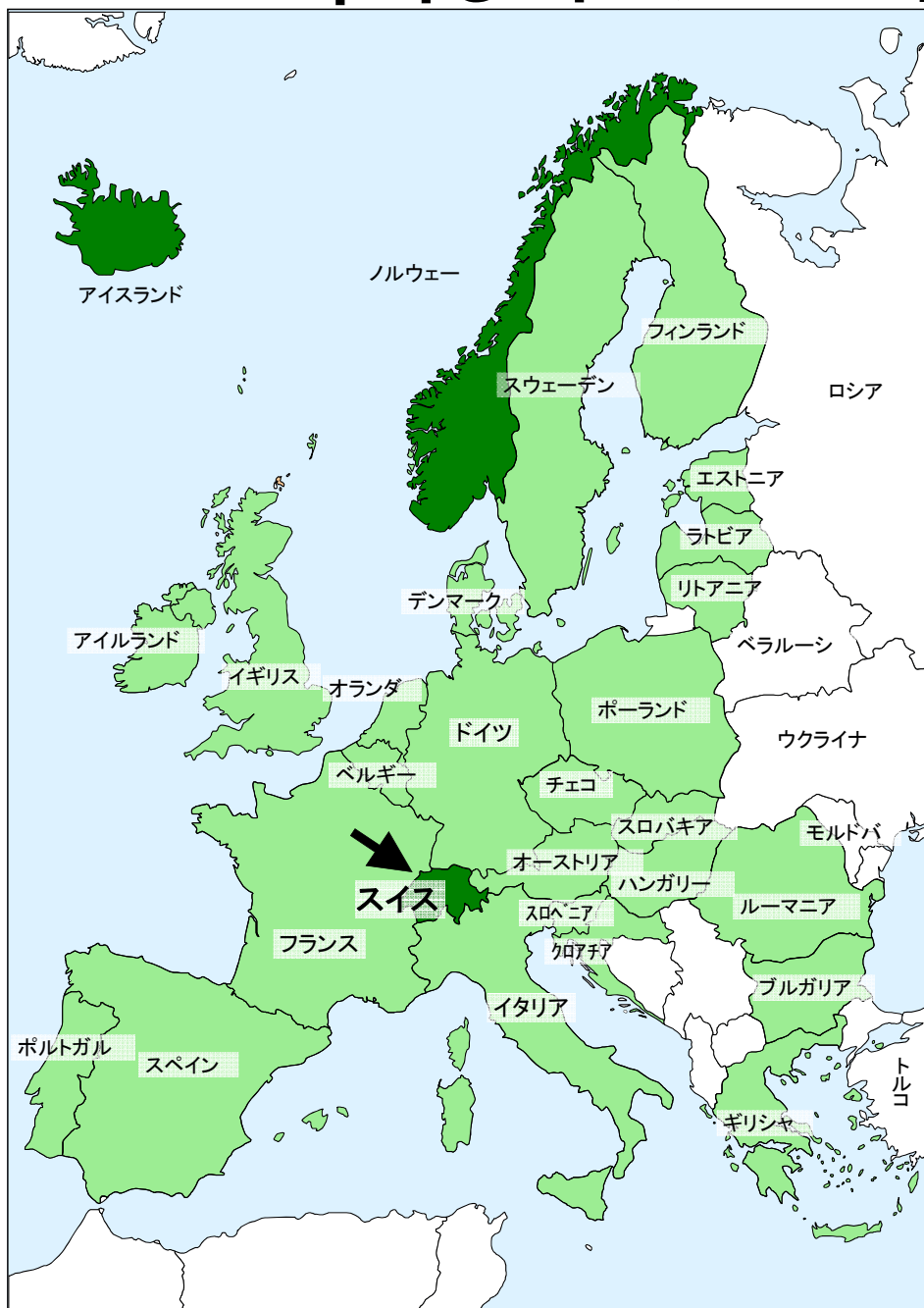
- アルプスを擁する**山岳国**
  - 農業生産にとっては条件不利
- **小国**: 人口756万人(08年)
- **高い所得水準**
  - 1人当GDP約4.3万米ドル(08年)
  - 農林業労働力は4%未満
- EU非加盟
- 自由主義的経済運営
  - 小国の貿易依存、早くから対外投資

# スイスの山岳地域区分

- (平野部は色の薄い部分)



# EUに囲まれたスイスの位置



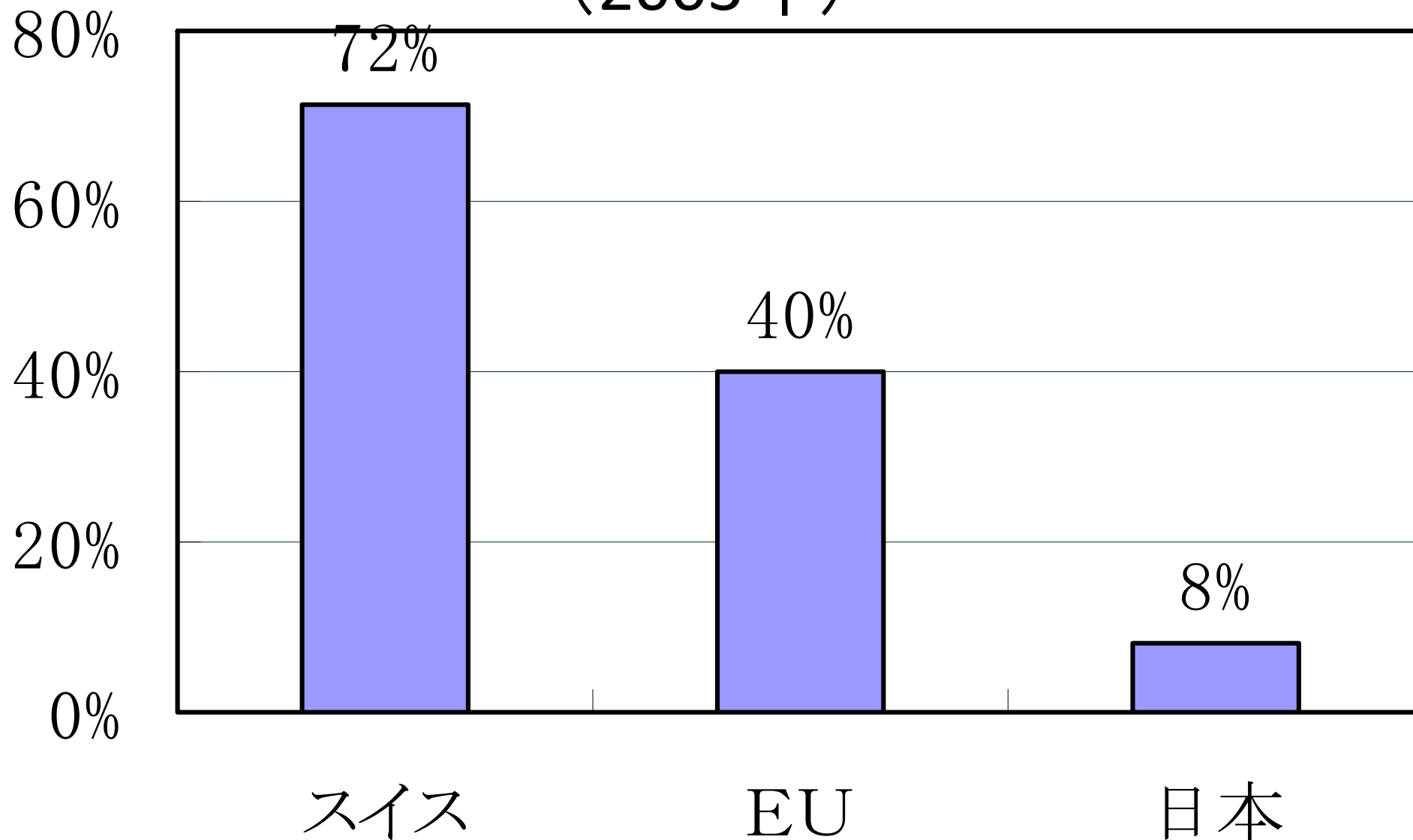
-  EFTA加盟国
-  EU加盟国

# スイスの農業

- 草地国 → 酪農が盛ん
  - 牛の飼料の7割は草地による
- 耕地は乏しい、山岳農業が発達
  - 高い生産コスト
- 農作物(食用・飼料用)の半分を輸入
  - 畜産物は自給
  - 飼料の輸入を考慮すると熱量ベースの食料自給率は50%強



# 農用地面積に占める永年草地の割合 (2003年)



出所： FAOSTATのデータにより算出。

(15カ国)

# 人口一人当たりの面積比較(03年)

(単位:a)

	スイス	EU (15カ国)	日本	米国	世界
国土	57.6	85.3	29.6	327.5	213.2
うち農用地	21.3	36.9	4.0	139.2	78.9
耕地	5.7	19.3	3.4	59.0	22.3
永年作物	0.3	2.9	0.3	0.7	2.2
永年草地	15.2	14.7	0.3	79.5	54.5

出所: FAOSTATより算出。スイスは夏季山岳放牧地を含む。

# 熱量ベース食料自給率の推移

(単位:%)

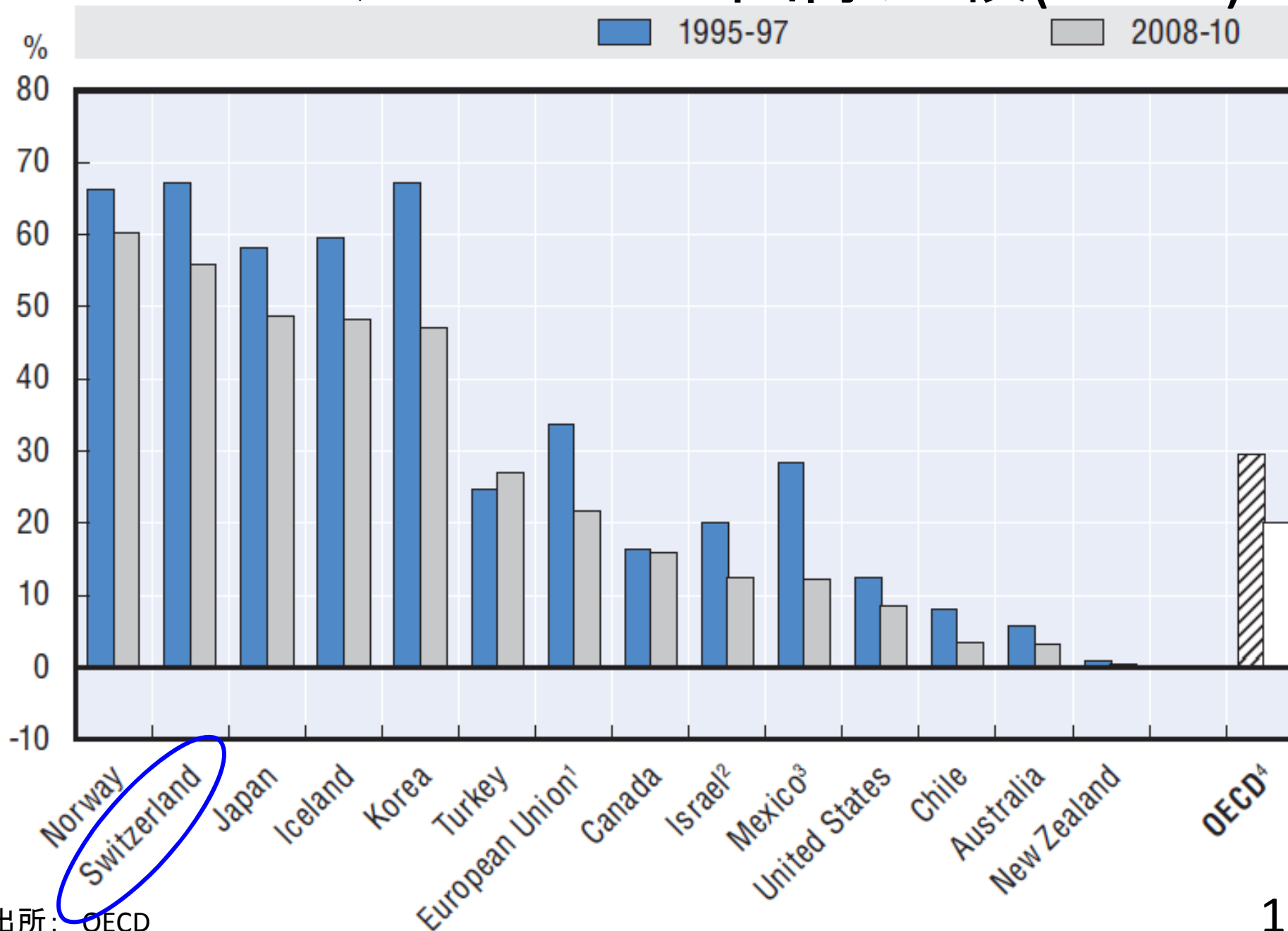
年	1990/ 92	2002	2003	2004	90/92- 02/04
自給率(飼料輸入を無視)	62.1	60.6	56.4	60.2	-1.9
植物質	42.6	43.7	38.6	44.8	2.2
動物質	96.6	95.1	94.7	93.8	-2.8
ネット自給率(飼料輸入を考慮)	58	...	...	53	-5

出所：農業政策2011政府教書(仏語版)p.26の表2および本文をもとに作成。  
ネット自給率以外の原典はUSP(スイス農民連盟)。

# スイスの農業保護水準

- 農業収入に占める補助金相当額(PSE)の割合(パーセンテージPSE)は世界最高水準
  - 内外価格差を補助金と見なして算入
    - ※ 国産プレミアム(消費者が国産品を高く評価することによる輸入品との価格差)の分だけ過大推計となる
  - PSEはOECDが毎年計算、公表
- 1990年代以降の農政改革により低下

# パーセンテージPSEの国際比較(OECD)



出所: OECD

# 農業保護の由来

- 起源は1850年代
- 農業保護の確立: 1893年(農業振興に関する連邦法) ← 農業不況
- 農業保護の本格化
  - ← 2つの世界大戦

# 第一次世界大戦

- それ以前は畜産・酪農中心
- 対戦前の準備
  - 穀物輸入を確保するための対外協定(仏・独)
  - 穀物供給の監督(1914年)
  - 穀物独占、全量買取の保証(1915年)
- しかし大戦中は食料難に
  - 社会危機(1918年)
- →農業への大規模な補助金と政府の介入

# 第二次世界大戦

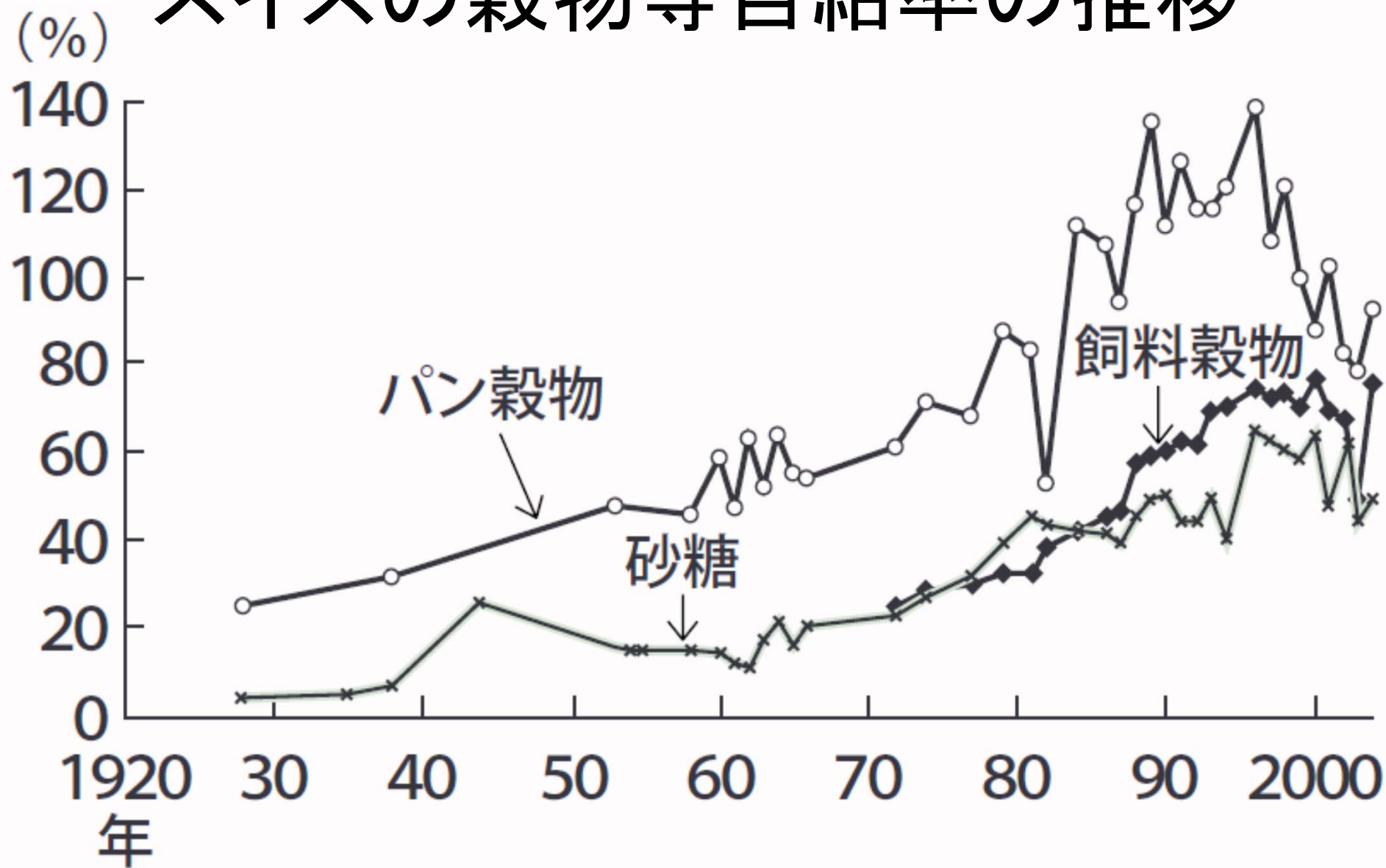
- 戦時経済措置（一次産品と食料）
  - －食料配給
  - －農用地の義務的耕作
- 多数の貿易協定を締結（輸入確保）



# 戦後の農業保護継続

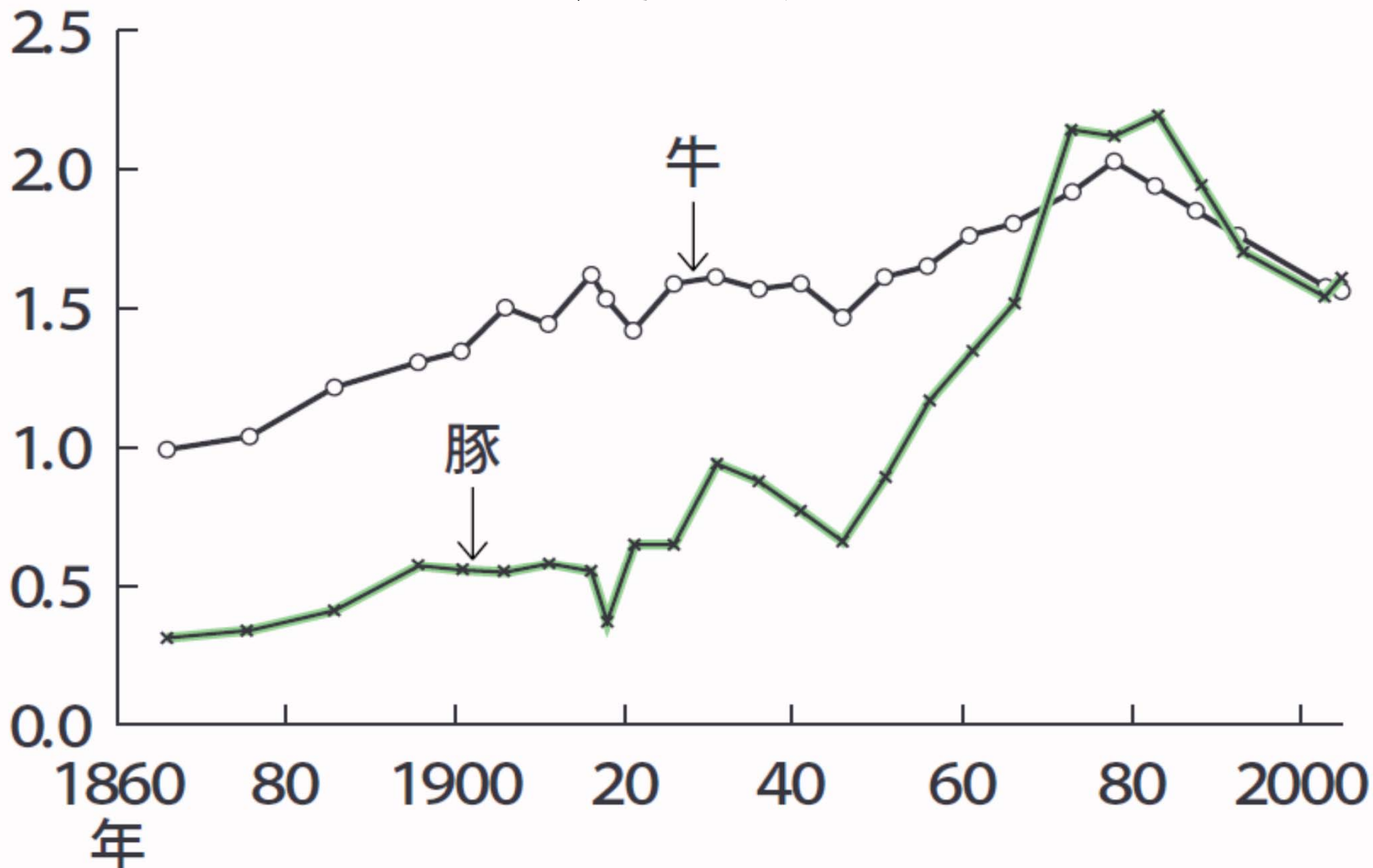
- **1951年農業法：食料自給の強化をめざす**
  - － 憲法（※1964年末時点）23条の2「国内における穀物の耕作を助成」、「適当な食物となる良質な国内の穀物を、穀物耕作を可能にする値で買取る」
- **買取保証、価格助成、輸入制限、輸出補助金**
- **穀物等の作物を増産**
  - － やがてパン用穀物はほぼ自給を達成
  - － 飼料穀物も高い自給率を達成
  - － 野菜も増加
  - － 畜産も拡大
- **50年代以降、山岳農業への支援も重要に**

# スイスの穀物等自給率の推移



# 家畜飼養頭数の推移

(百万頭)



出所：平澤(2007)「スイス農業政策の対外適応と国内調整」農林金融,6月

# 欧州の先進事例としてのスイス農政

- 有機農業
- 多面的機能に対する直接支払い
  - 環境保全型農業の義務付け
  - 各種の目的別直接支払いの整備
  - 定年制(65歳) ……年金との兼ね合い
  - 所得支持は縮小(・廃止)の方向

## 2. 農政改革

# 農政改革の背景(国外)80年代～

- 食料安全保障上のリスク縮小
  - ECの拡大、冷戦の終結 → 理念形骸化
- 国際貿易ルールの変更
  - GATTにおける例外的農業保護の放棄、WTO加盟へ
- EC加盟を想定
  - 国内価格は半減(= EC共通価格)の見込み、EC価格は92年CAP改革でさらに低下

# 改革の背景（国内）80年代～

- 供給過剰と財政負担
- 環境負荷
- 制度の複雑化・硬直化
- 国産農産物の市場シェア低下
  - フードツーリズム（食料の安価な隣国への買出し）

# 農政改革(1993年～)

## ●改革の要点

- 新しい理念＝農業の多面的機能
- 市場への介入縮小＝価格・流通自由化  
(価格低下)、国際貿易自由化
- 農業保護＝多面的機能に対する直接支払い



# 農政改革(1993年～)

## ●手続き

–段階的改革・・・CAP & WTO動向見つつ

–憲法改正(96年国民投票可決)

- 国の主権は州にあり、連邦政府の権限(仕事の内容)は憲法で定める(限定列挙) → 頻繁な憲法改正

- 憲法改正の際は国民投票

–新農業法(98年成立)

# 国民投票により環境重視へ

- 政府案に沿う農民連盟の提案 → 95年否決
  - 市場支持存続、環境保全等を直接支払い全体の要件とせず
  - 農業団体は直接支払に消極的(福祉は嫌、予算削減の懸念)
- 環境・消費者団体の提案(WWF) → 96年可決
  - 政策の中心は直接支払い、環境保全等を要件とする
  - 産地・品質・生産方法の表示
- 直接支払い＝環境等公益的機能への対価
  - 有機農業よりは条件の緩やかな「統合的農業生産」を直接支払いの要件に → ほぼ全農地が転換
  - 直接支払いに対する国民の高い支持

# WWFスイス

- 世界自然保護基金 (World Wide Fund for Nature) ……スイスで発足 (1961年)
- 1986年に改称、旧称は世界野生生物基金 (World Wildlife Fund)
- パンダのマークが有名



© 1986 Panda Symbol WWF-World Wide Fund For Nature  
(Formerly World Wildlife Fund)  
® "WWF" is a WWF Registered Trade Mark

# スイス農政改革の第1・第2段階

- 価格引下げ、直接支払い、国境保護引き下げ・・・EUと類似
- 価格の保証廃止、酪農市場介入廃止、追加的環境保全要件・・・EUより急進的

第一段階 デカップリング「環境保全重視」	第二段階 規制撤廃「市場重視」
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生産から切り離された直接支払いの導入(デカップリング)</li> <li>• 価格の引下げ</li> <li>• 特定の環境サービス(生物多様性など)供給に対するインセンティブ</li> <li>• 国境保護の見直し(WTO対応)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 価格と販路の保証を廃止</li> <li>• 酪農市場介入組織の廃止</li> <li>• 直接支払いの環境保全要件 (EUのgreeningに近い性格)</li> </ul>
1993年 94 95 96 97 98	99 2000 01 02 03 <農業政策2002>

資料 CF (2006, p.17, Graphique1) を元に筆者が修正・加筆。

出所 平澤 (2007)に加筆

# スイス農政改革の第3・第4段階

- デカップリング直接支払い、輸出補助金廃止・・・EUと類似
- 牛乳割当廃止、穀物・飼料関税引き下げ・・・EUより急進的

第三段階 規制撤廃「競争力」	第四段階
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 牛乳割当の廃止 (09年)</li> <li>• 肉の輸入割当における入札</li> <li>• 構造改善と社会政策の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 輸出補助金と加工補助金の全廃</li> <li>• 市場支持30%削減、財源を直接支払いへ再配分</li> <li>• 穀物と飼料の関税引下げ</li> </ul>
<p>04      05      06      07</p> <p>&lt;農業政策2007&gt;</p>	<p>08      09      10      11</p> <p>&lt;農業政策2011&gt;</p>

資料 CF (2006, p.17, Graphique1) を元に筆者が修正・加筆。  
出所 平澤 (2007)に加筆

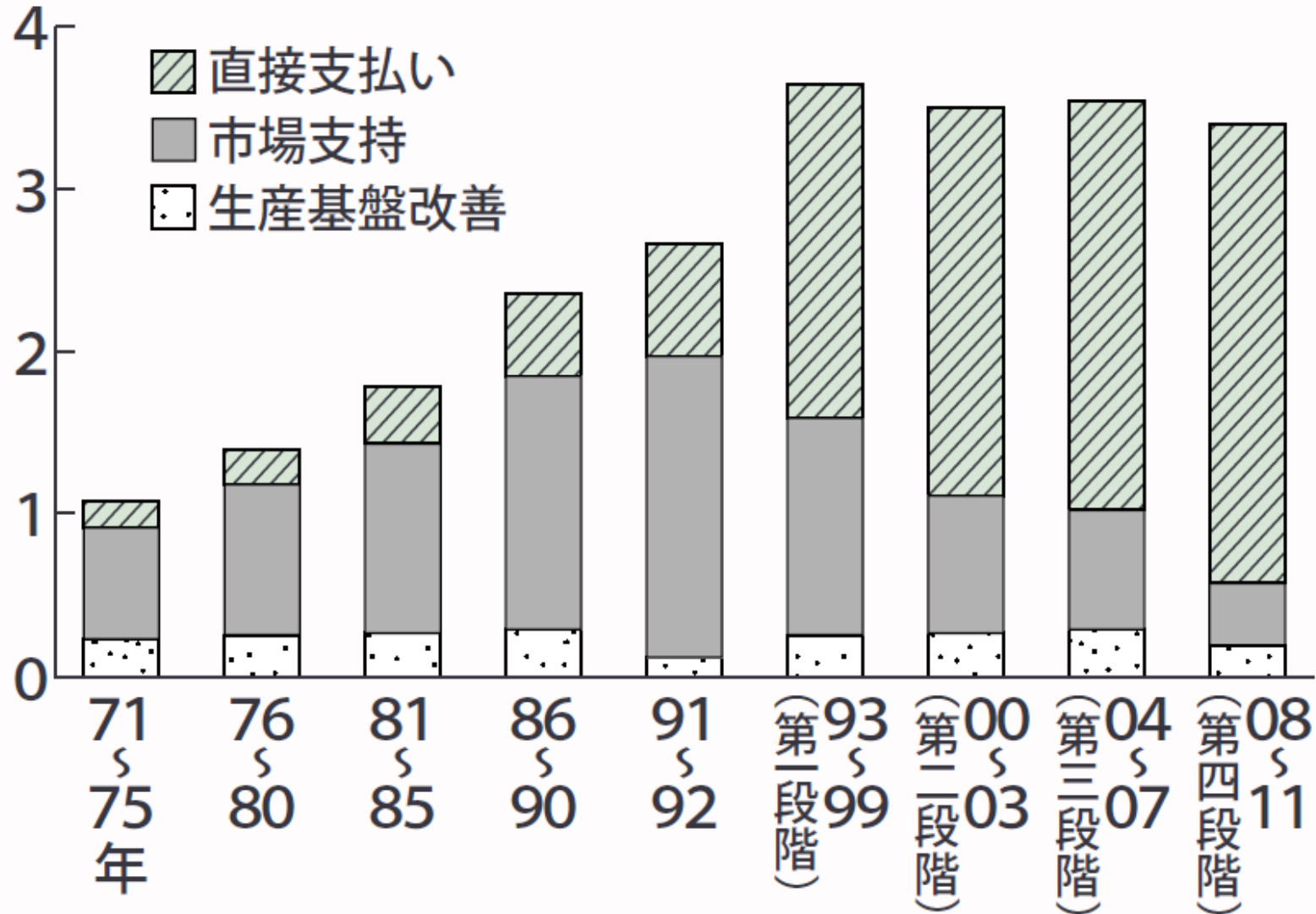
第四段階はFOAG(2010)による。

# 改革の結果

- 連邦農業財政の大部分が直接支払に
- 農業所得の下落、その約半分を直接支払で補填
  - 離農(90-03年で3割減)、規模拡大
  - → 単位労働当り所得やや増、しかし他産業との所得格差拡大

# 農業財政の内訳推移

(10億スイスフラン)

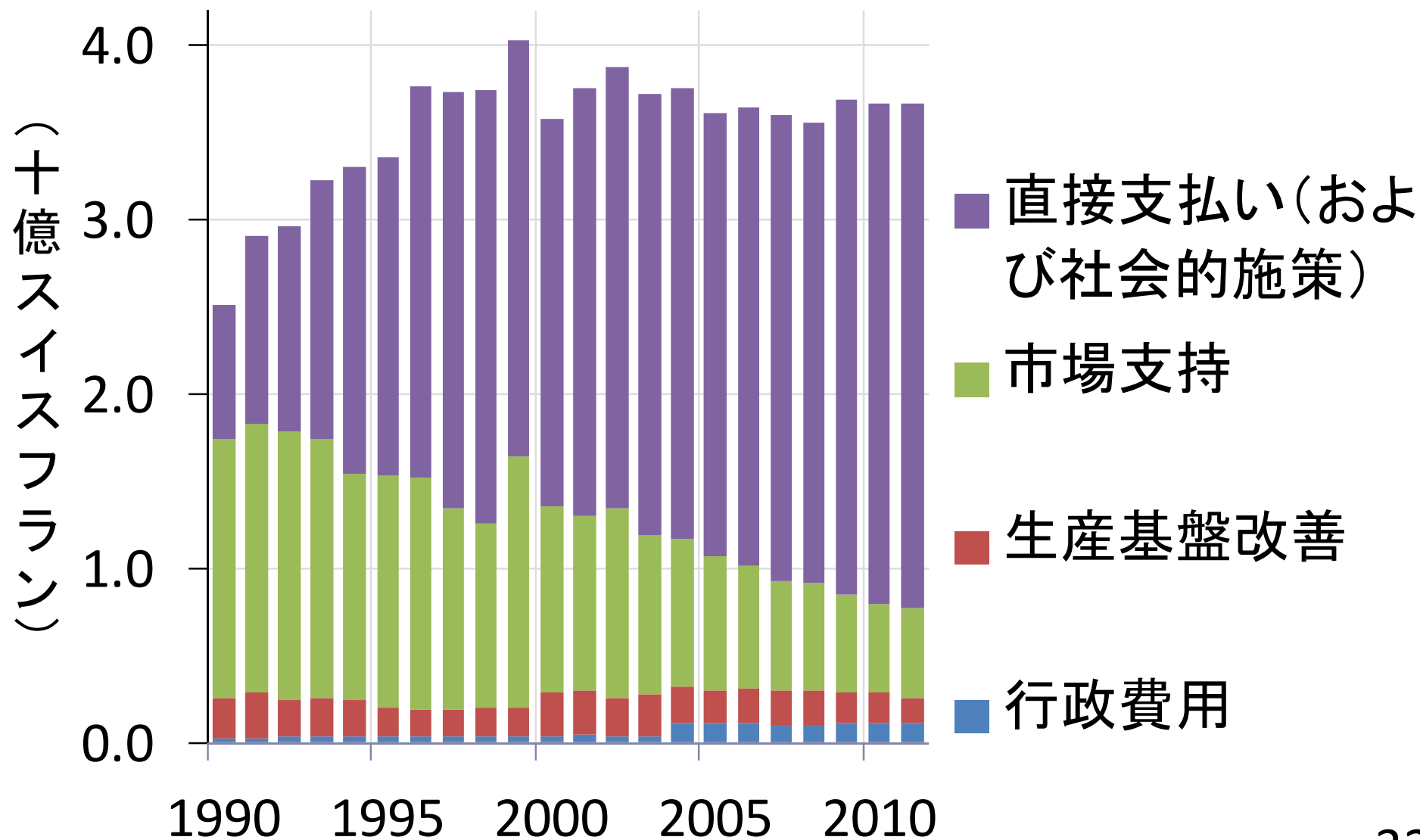


----- 農政改革 ----->

(注) 1年当たり平均額

出所: 平澤(2007)「スイス農業政策の対外適応と国内調整」農林金融, 6月

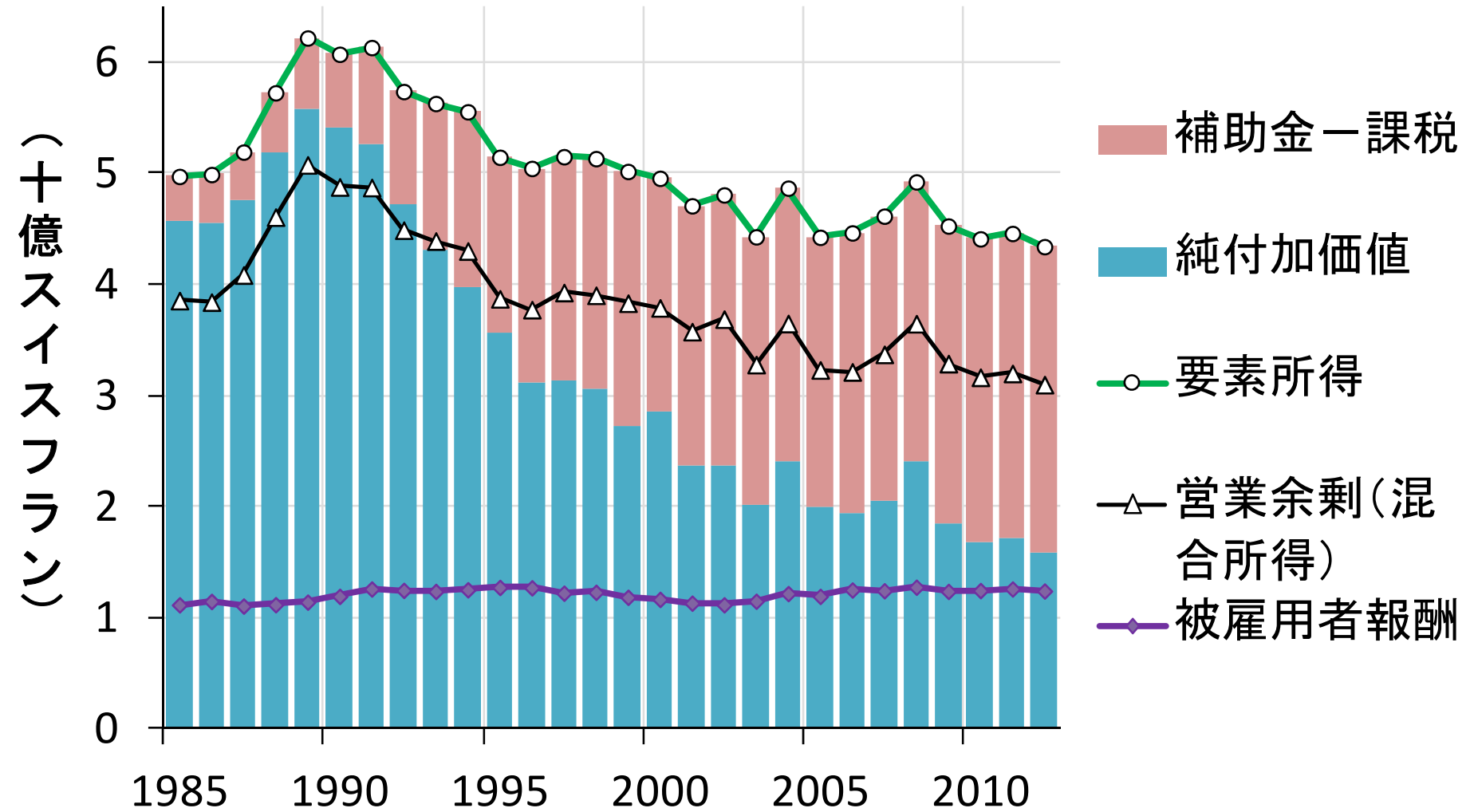
# 農業財政の年次推移(1990年以降)





# 農業部門の経済計算

- 農業の純付加価値(名目額)はピーク時の3割に低下、補助金で半分程度を補てん



出所: 農業部門経済計算より筆者作成

# 残された課題

- EUとの価格差は解消せず(←EU価格も低下)
- 「社会的に耐え得る構造過程」(農業政策2011)
  - 農家・従事者の減少速度を上回る所得減少を回避
- 川上・川下部門の改革の必要性

# EU非加盟

- 1960年EFTA結成に参加
  - スイス独自の農業政策を維持
  - 次第にEFTA縮小、90年代以降はEFTAを通じた諸外国とのFTA（農業は当該国とEFTA各国の2国間協定）
- 1992年 EC・EFTA加盟国の欧州経済領域 (EEA)協定
  - 国民投票で否決、EC加盟も棚上げ（今も）

# EUへの適応

- 欧州内での孤立を恐れ、対応策
  - EUとの第1次・第2次二国間協定（EEAの代替、農産加工品を含む）
  - EUとの意見交換を活発化、EUの各種活動に参加
  - 国内法制のEU互換性を高める
- EU加盟の選択肢を維持
  - → 農業も要適応

# EUとの農業・食品FTA

- 08年秋交渉開始(1~2年間)、当初は2016年施行を想定
  - 実績:06年事前検討、07年予備的協議
- 農産物貿易自由化の進展を予想、最も重要かつ有望な貿易相手(EU)との間の自由化を優先 ……小国スイスの適応戦略
  - WTO/FTA交渉の進展を見越して
  - チーズの輸出に期待
  - 川上・川下部門を含む
- 課題
  - EUとの価格差は2倍程度、川上・川下も高コスト
  - 加工食品の原材料に対する内外価格差補填制度の見直し
  - 差別化による生き残りを模索: スイス保証マーク(100%国産)、原産地表示、「山岳」呼称、国内で禁じられた生産方法の表示義務(輸入品)
  - 財政による農家の所得補填を想定

# 3. 牛乳割当の廃止と需給

# EUとの乳製品貿易制度

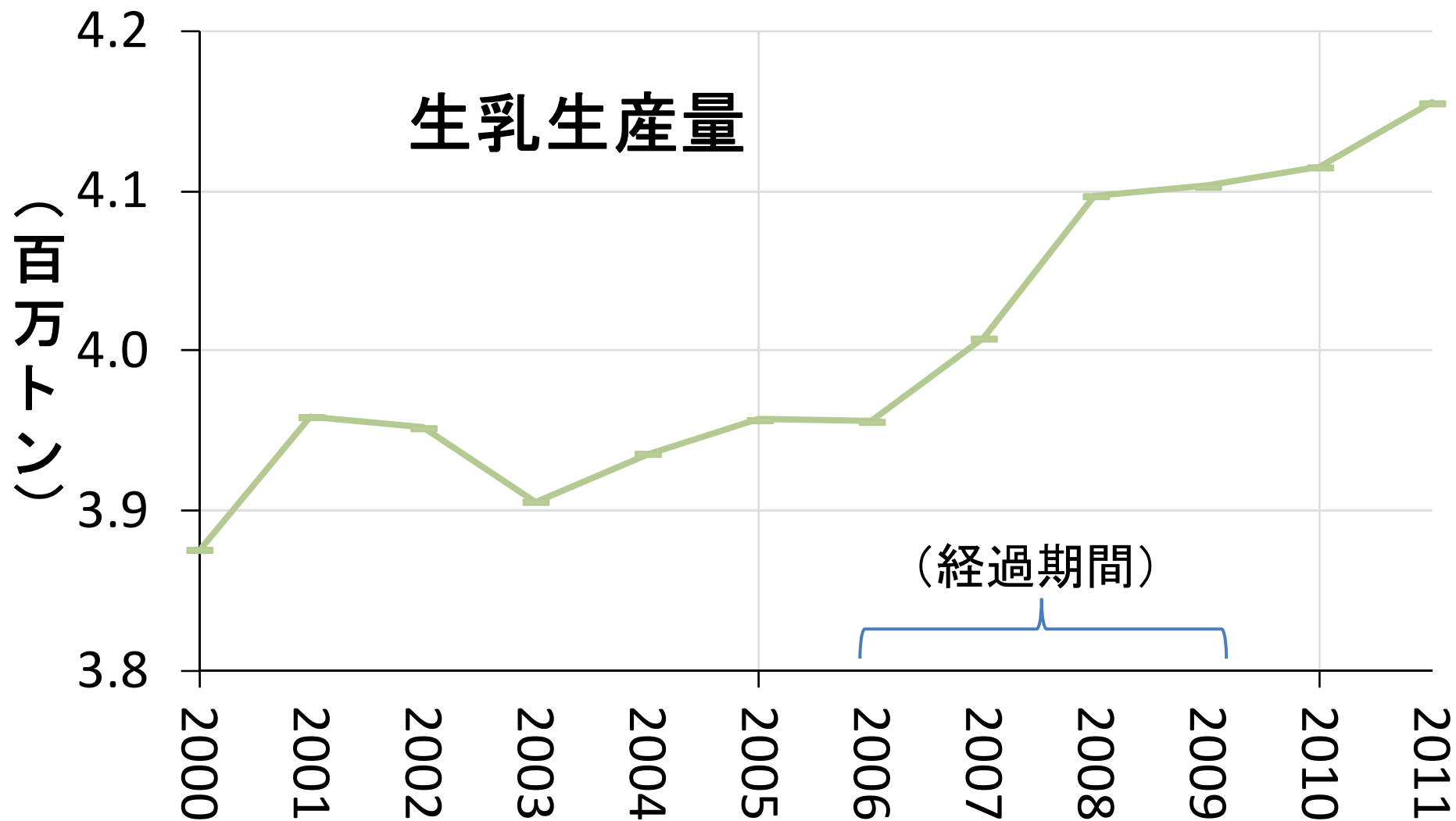
- チーズ貿易の自由化
  - 2002年 段階的实施を決定
    - 第1次バイラテラル協定の一環
  - 2007年 完全自由化(関税撤廃)
    - 対EU輸出に期待
- 他の乳製品は国境保護(関税)を維持
  - 粉乳・バター・ヨーグルト

# 牛乳の生産割当制度

- 導入： 1977年
- 廃止： 2009年4月末
  - 2001年提案、2002年決定
  - 2006年から経過期間
    - 生産者参加の組織に追加割当： 新規(輸出)需要に応じて
- 2007年世界的酪農ブームで割当拡大、過剰へ
  - 2008年に国内価格下落へ
  - 2009年に国際価格大幅下落
- 割当制廃止後も、旧割当量範囲内の乳量を相対的に高い乳価で取引

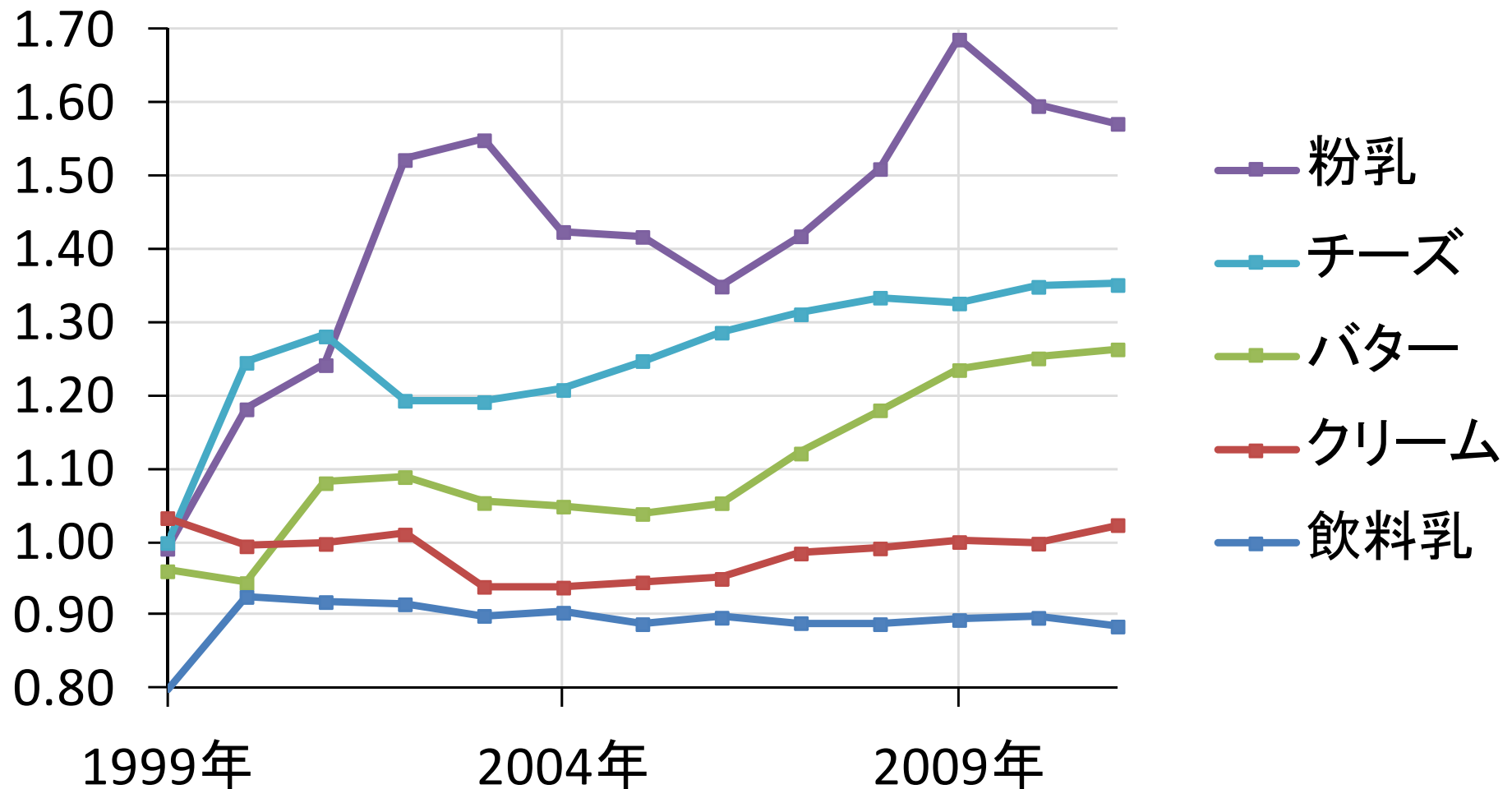


# 5%増産（経過期間を含む）



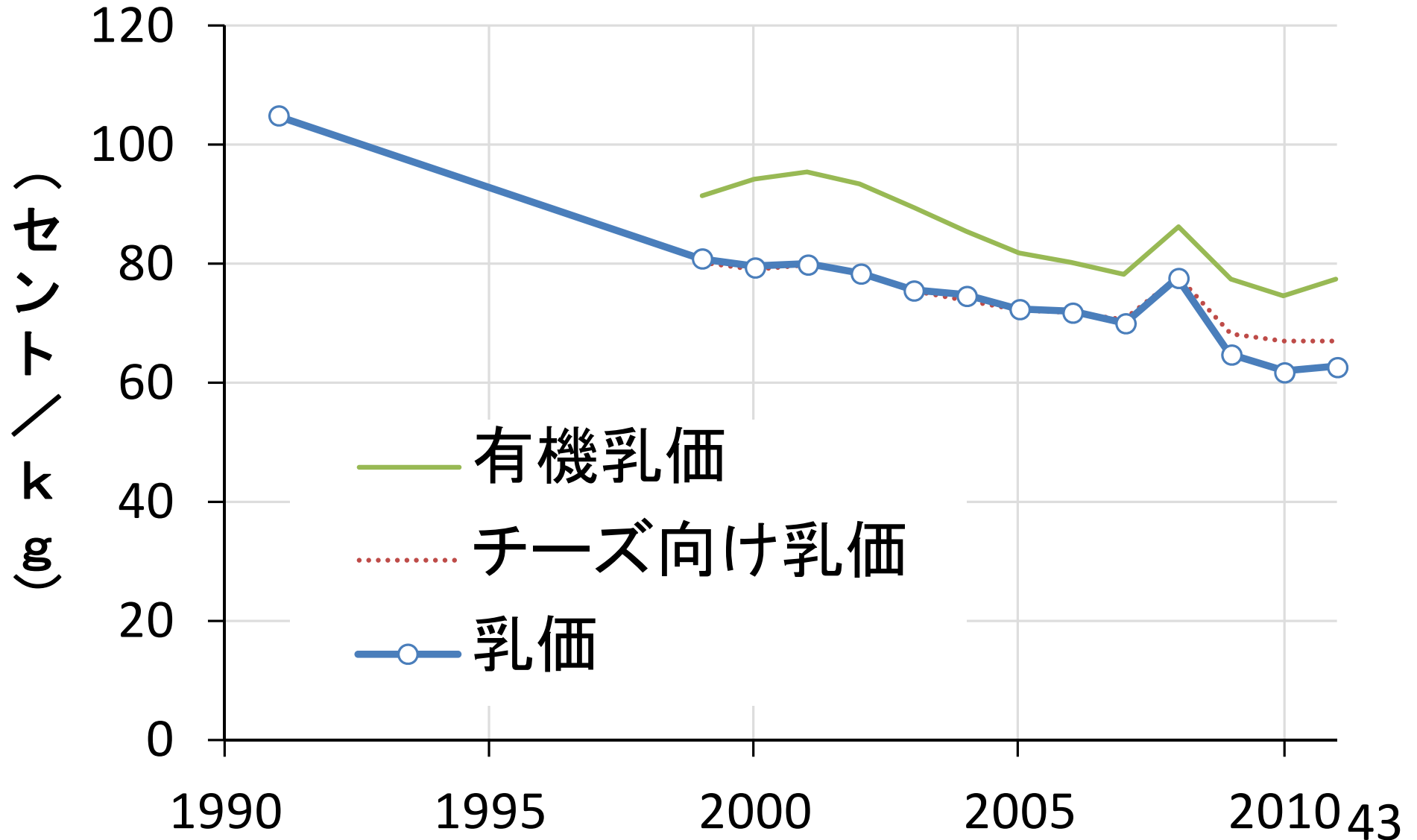
# 酪農部門生産拡大=>2010年から停滞

## 乳製品の生産量(指数、1990/92年=1)

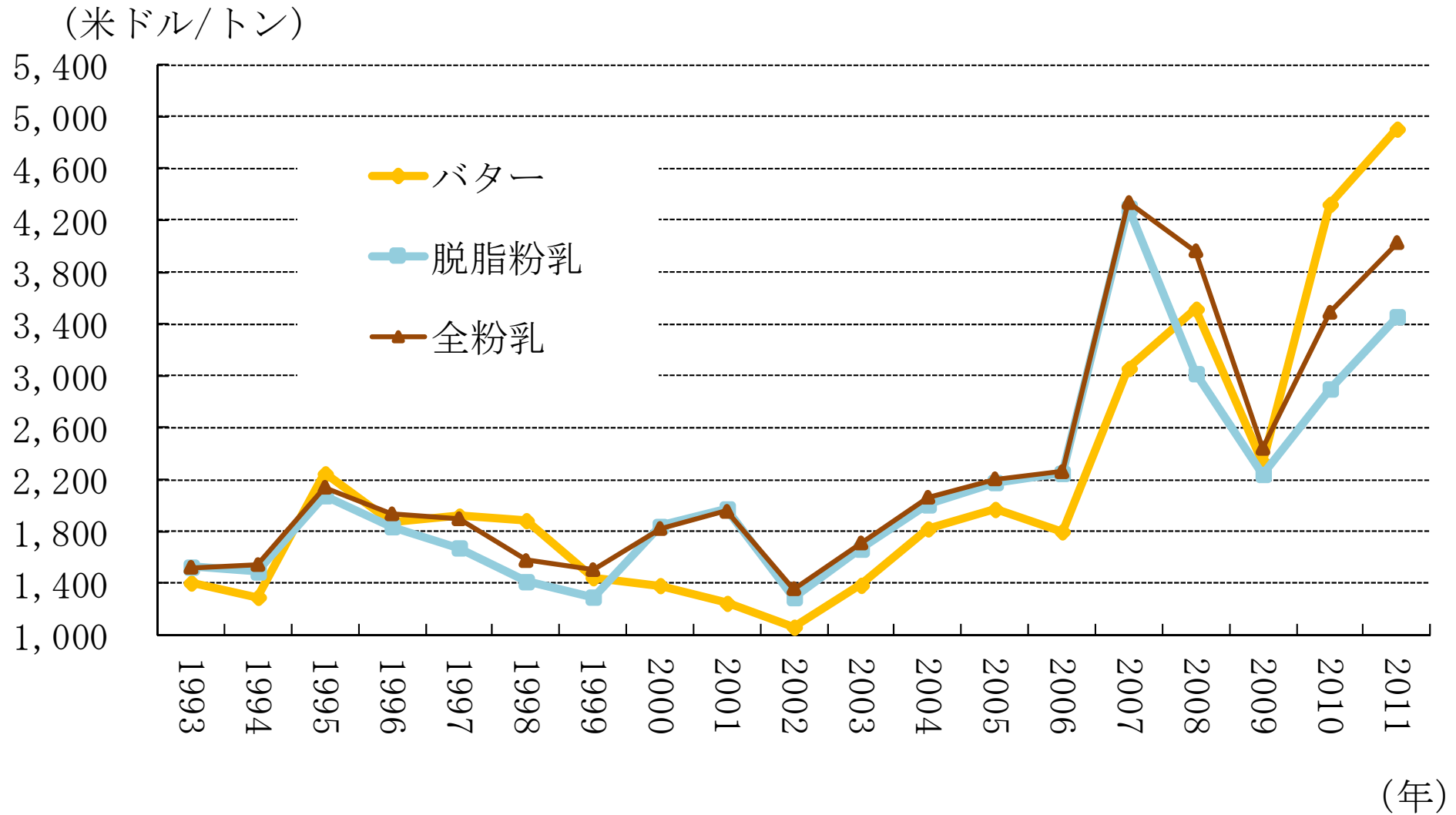


# 乳価の下落

- 2008年の上昇の後、2009年に大幅下落
- (1990-1992年平均値からの累計では4割下落)



# 乳製品の国際価格 2009に年下落

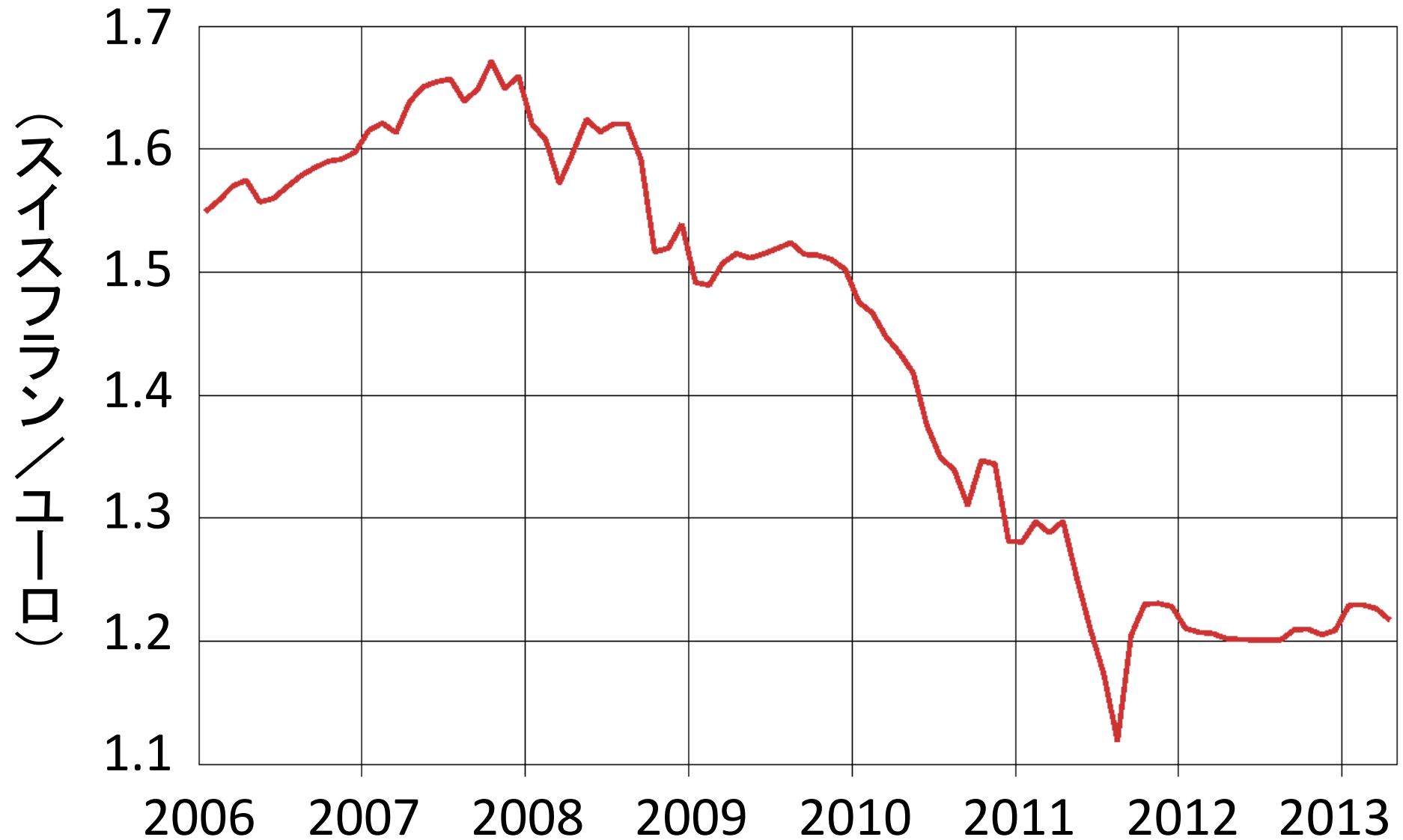


出所 (<http://www.j-milk.jp/gyokai/database/data/208.xls>)

「資料: ZMB (2009年以降)、ZMP (2008年まで)」

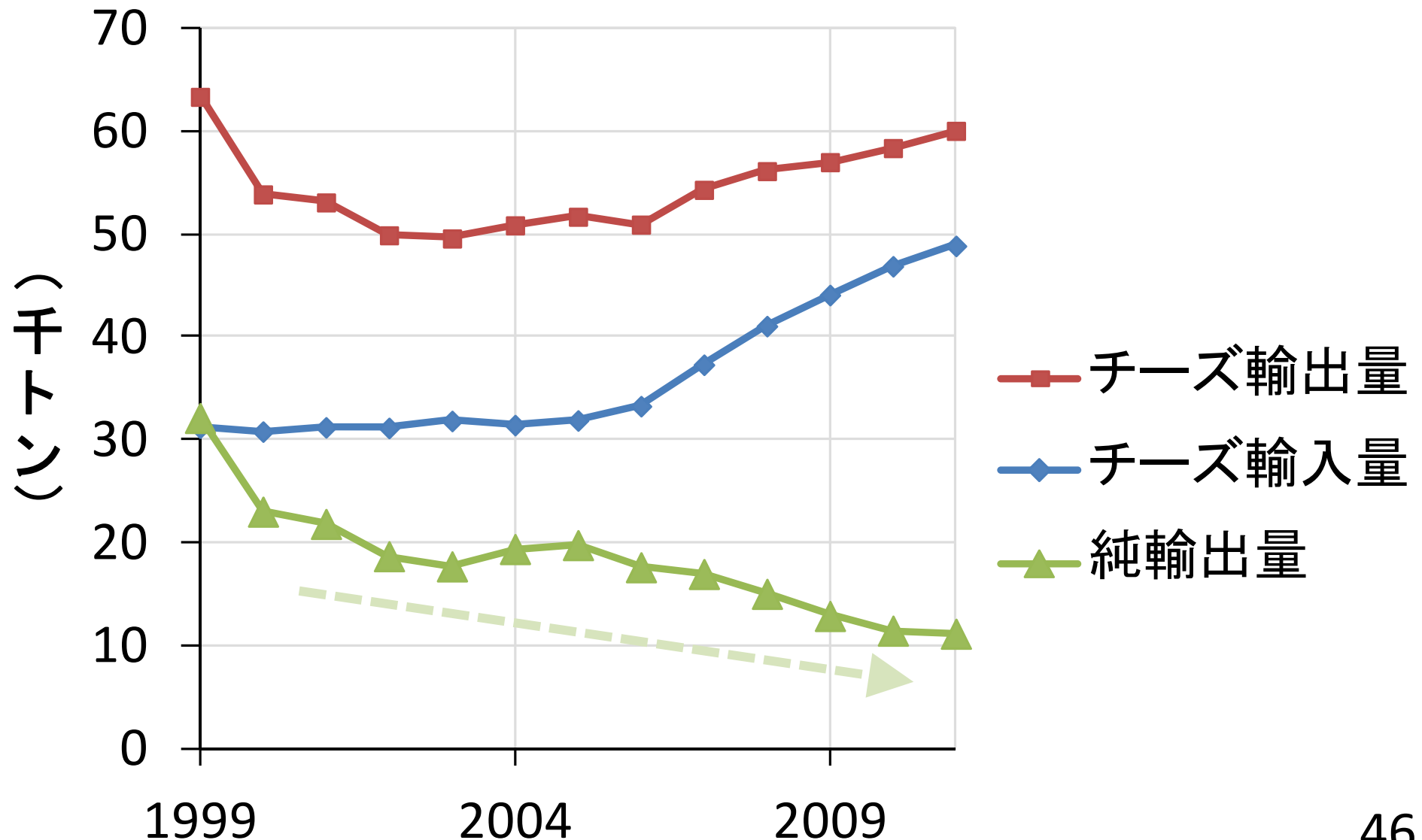
ZMB: ドイツ乳製品市場価格情報センター

# スイスフラン高の進展(対ユーロ)



# チーズの貿易量拡大

- 輸出入とも拡大、純輸出量は縮小 <=通貨高も影響



# 4. 次期農政改革 「農業政策2014-17」

# 次期改革の背景

- 2009年の動き

- 牛乳の生産割当廃止 <= 既往の決定

- 将来の直接支払いの展開に関する連邦  
理事会報告書 <= 議会の要請

- 食料危機と原材料・資源の希少性に関する連邦理事会報告書 <= 議会の要請(国際価格高騰)

- EUとの農業・食品FTA交渉は中断中

- EU側の態度硬化、スイスとのFTA全体に消極化



# 次期改革の遅れ

- 「農業政策2015」は実現せず
  - 本来は4年単位の予算と政策
  - 2012—2013年は従来政策を継続
- 遅れの理由
  - EUとの農業FTA交渉がこう着
  - 牛乳割当廃止後の混乱
  - 選挙時期(4年毎)との同期をずらす(政治的影響の削減)

# 「農業と食品産業 2025年」

- 2025年へ向けた農政の長期戦略（連邦農業庁2012年8月文書）
- 2つの戦略
  - 既存農業政策の最適化
  - 農業政策に食品を統合

# 「農業と食品産業 2025年」(続)

- 4つの優先機軸(=>次期農政)
  - 1 安全で競争力のある食料の生産と**供給の保証**
  - 2 資源の効率的利用と**持続可能な消費**の促進
  - 3 農村地域の活力と魅力の強化
  - 4 農業・食品部門における革新と企業家精神の奨励

# “持続可能な消費”

- 考え方

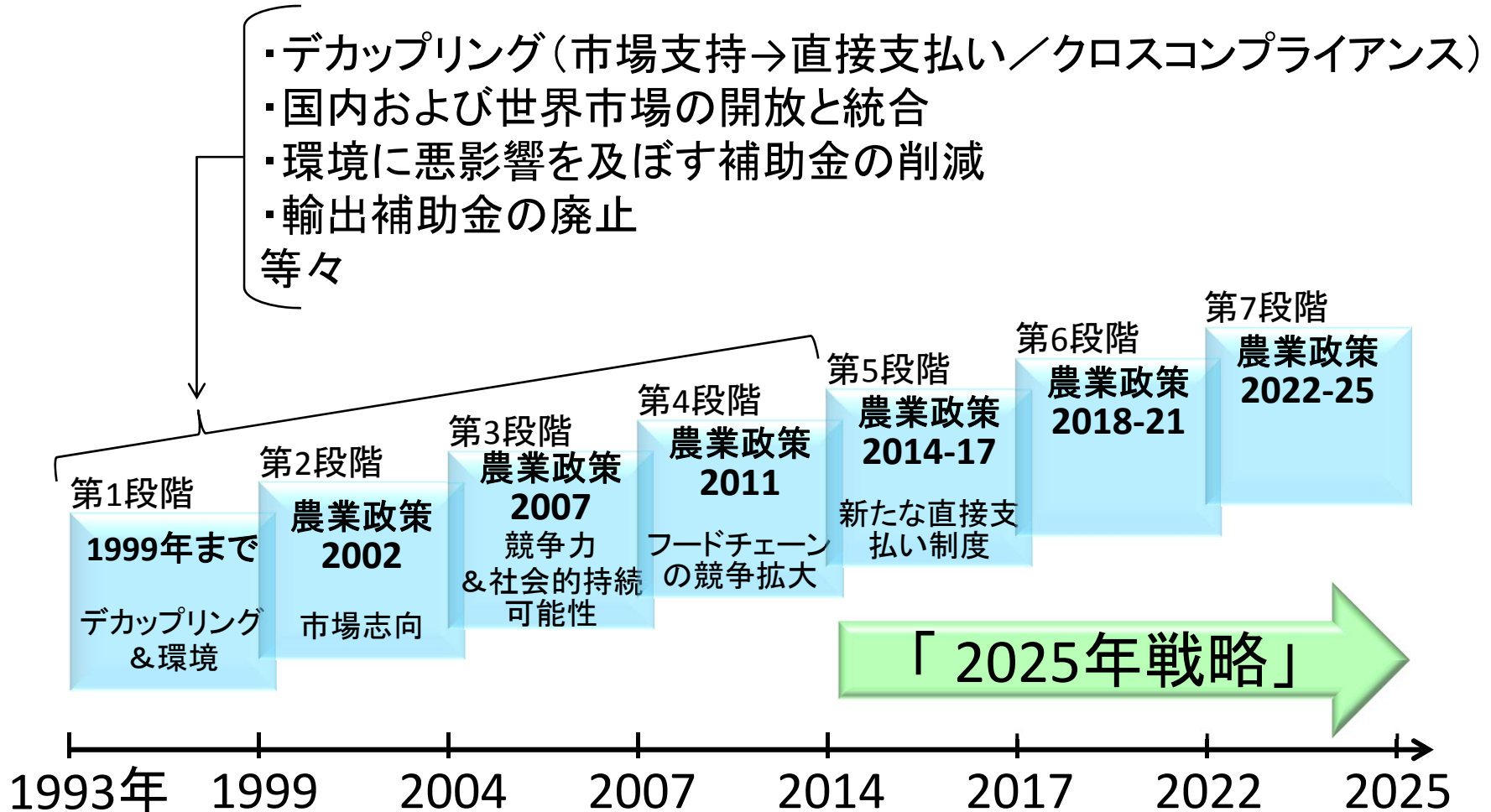
- 環境的・社会的に持続可能な方法で作られた食料の情報を消費者に提供
- 持続的開発やスイス農産物の購入、資源の効率的利用につながる

- 導入の経緯

- 5つの州各々が、環境保護や社会的な観点から許容できない条件下で生産された食品の輸入禁止を要請
- 議会はこれを否決し、消費者に持続的発展に関するよりよい情報提供を法制化

# 農政改革の展開方向

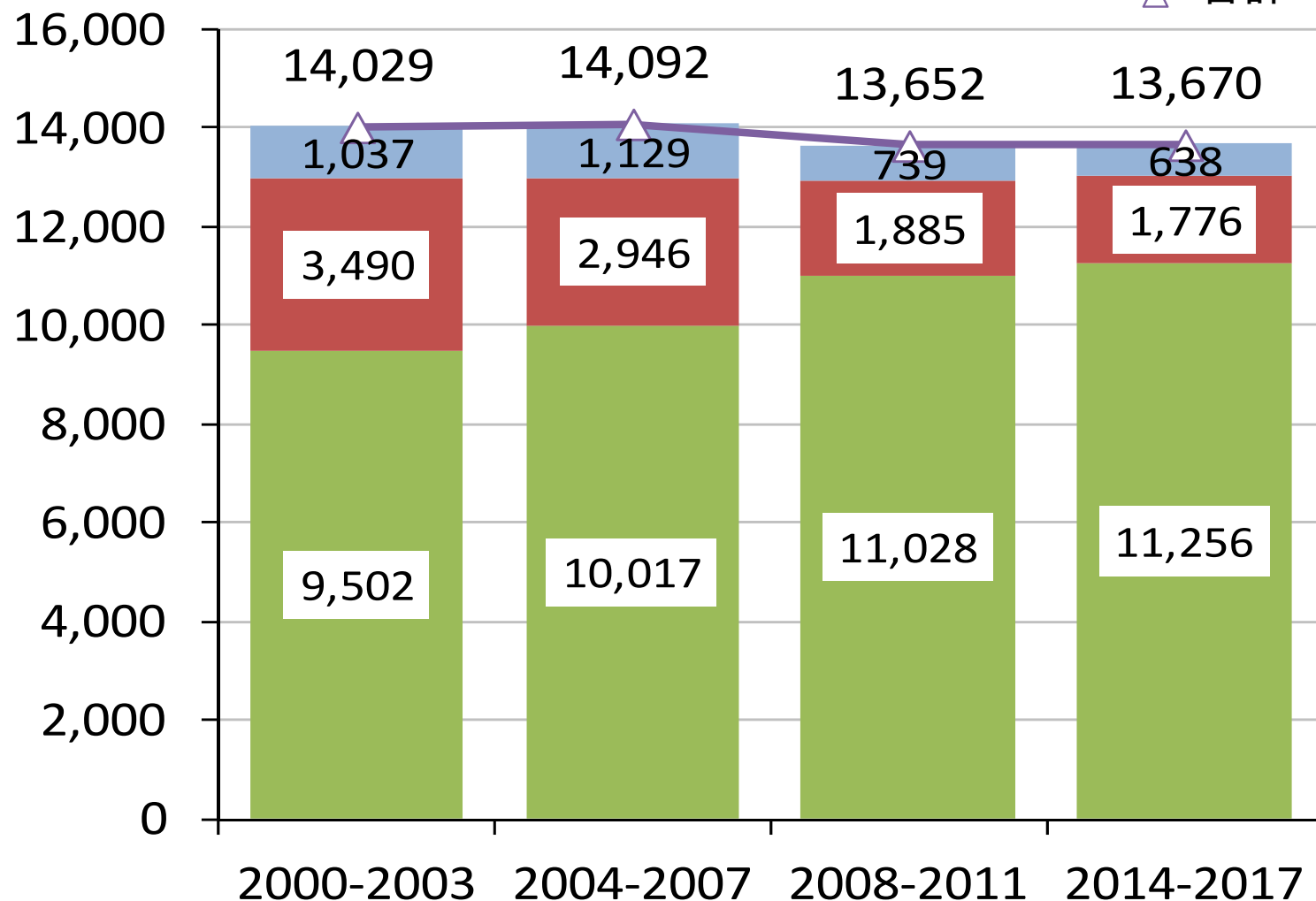
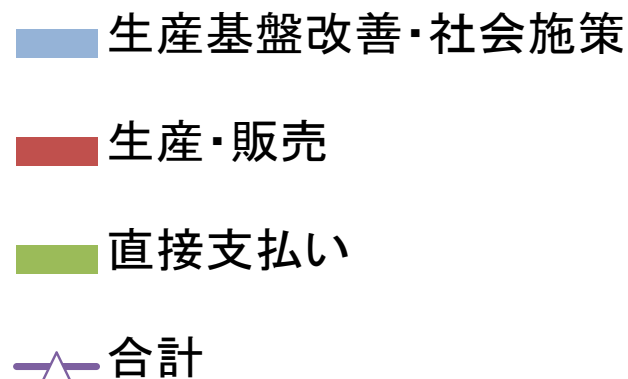
1993年以來の農業政策改革：段階的な進め方



出所：連邦農業局資料

# 農業財政（農業政策14-17）

- 予算規模の維持（十分な合意あり）
- 全体の構成に大きな変化なし



# 持続可能性指標の変化(2000/02年以降)

- 悪化： 耕地面積、生活の質
- 改善なし： 防除資材、エネルギー効率

分野	指標	変化	評価
経済	資本の更新	→ 大きな変化なし	○ 肯定的
	耕地面積	↘ 縮小・低下	× 否定的
	労働生産性	↗ 拡大・向上	○ 肯定的
環境	環境補償面積	↗ 拡大・向上	○ 肯定的
	防除資材の販売額	→ 大きな変化なし	— 中立的
	リンの効率	↗ 拡大・向上	○ 肯定的
	窒素の効率	↗ 拡大・向上	○ 肯定的
	エネルギー効率	→ 大きな変化なし	— 中立的
社会	教育・訓練	↗ 拡大・向上	○ 肯定的
	生活の質（他部門対比）	↘ 縮小・低下	× 否定的
	所得（他部門対比）	↗ 拡大・向上	○ 肯定的

# 「公益に適うサービス」目標、2000年以降の進展および目標対比ギャップ

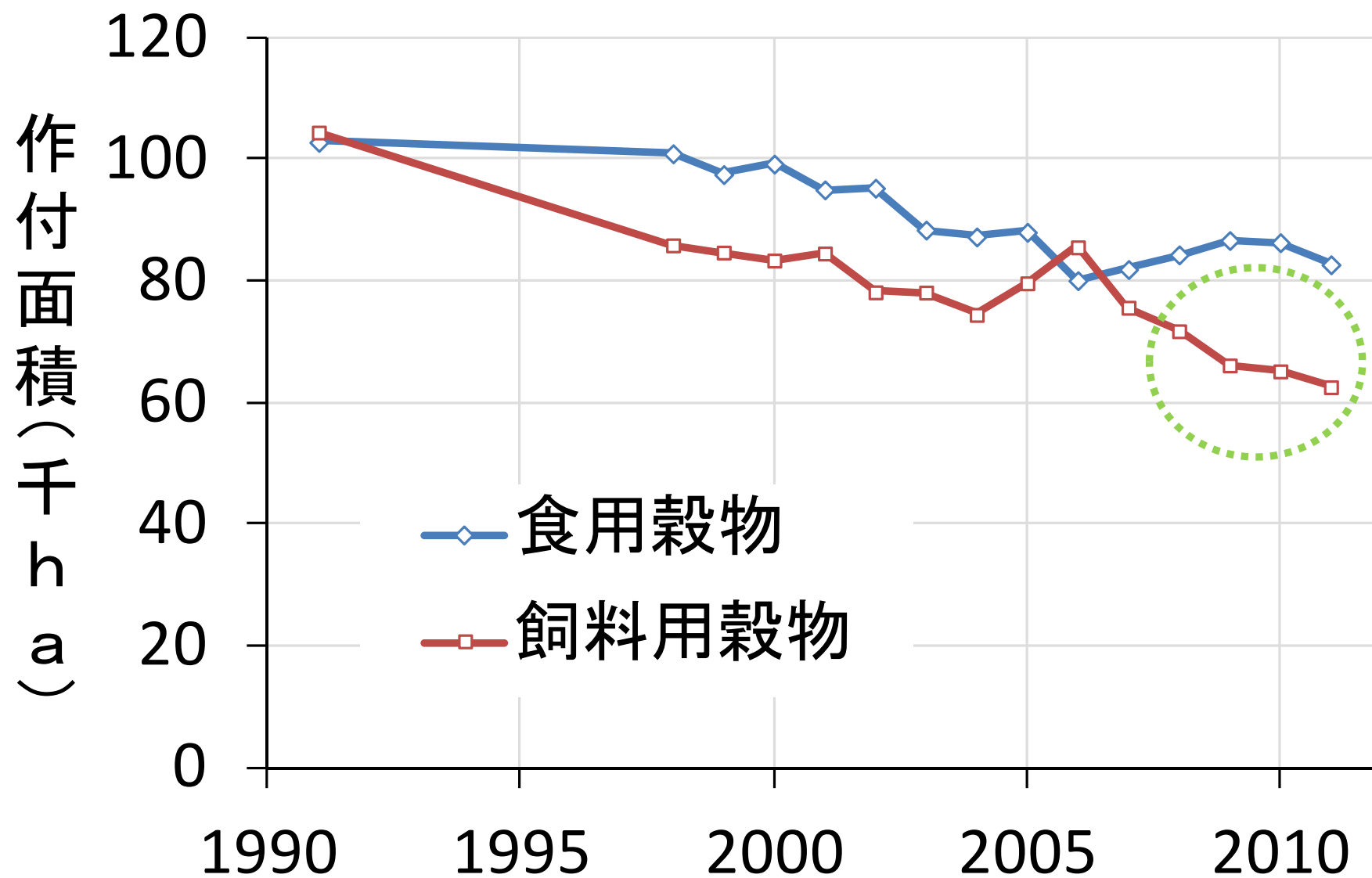
- 課題
  - － 飼料生産、耕地面積（供給の保障）
  - － 基礎的な自然資源
  - － 農業景観
  - － 動物福祉

	傾向	ギャップ
供給の保障		
粗熱量生産	↗	なし
純熱量生産	↗	なし
飼料生産	↘	あり
耕地作物の多様性	→	なし
耕地面積	↘	あり
基礎的な自然資源		
生物多様性	→	あり
水	→	あり
農地の質	↘	あり
大気／気候	→	あり
農業景観		
開放景観の維持	↘	あり
景観の多様性と質	↘	あり
国土の分散的居住	↘	不明
動物福祉	↗	あり



# 飼料用穀物の作付減少

- 1990年以降で4割減、足元でも減少が継続



# 農業政策2014-2017の目標指標

領域	目標項目	実績 2007/09	目標 2017
経済	労働生産性	+ 2.1%/年	+ 2.1%/年
	資本の更新	30年	30年
社会	部門労働所得	- 0.7%/年	所得の減少を0.5%/年未満に抑制
供給の保障	粗生産(熱量)	24,200 TJ	24,500 TJ
	純生産(熱量)	21,500 TJ	22,100 TJ
	定住地における農用地面積	- 1,900 ha/年	面積の減少を1,000 ha年未満に抑制
必須自然資源 /環境	窒素の効率	29%	33%
	リンの効率	59%	68%
	アンモニア排出量	48,600 T NR	41,000 T NR
	生物多様性促進面積(SPB)(量的目標)	平原地域でSPB 60 000 ha	平原地域でSPB 65 000 ha
	生物多様性促進面積(SPB)(質的目標)	SPBの36%がネットワーク内,SPBの27%が質の基準に合致	SPBの50%がネットワーク内,SPBの40%が質の基準に合致
農業景観	山岳経済地域の農用地面積	-1400/年	森林化の20%削減
動物福祉	SRPAプログラム参加	72 %	80 %

# 優先機軸と施策（農業政策2014-17）

- 基軸1：安全で競争力のある食料の生産と供給の保証　＜食料供給＞
  - －1-1 品質戦略の強化
  - －1-2 供給保障支払いの導入（後述）
  - －1-3 穀物部門における関税保護の調整（飼料穀物生産を食用穀物より有利に）
  - －1-4 酪農市場支持の継続（後述）
  - －1-5 市場変動の影響緩和
  - －1-6 食品安全性の強化

# “品質戦略”

- スイス産品の地位向上
  - 食品バリューチェーン全体の取り組みにより付加価値と市場シェアを確保
  - 市場開放とフラン高による競争圧力
- 農業と川下を含む取り組みへの助成（ボトムアップ）
- 公的品質表示（有機、原産地呼称、山岳）
  - 連邦政府が導入・義務化できる
- 持続可能性に関する表示の導入
  - 環境、社会、経済、持続的開発

# 酪農施策

- チーズ向け生乳への追加支払いを継続
- 買い付け契約を全ての市場参加者に義務付け
  - これまでは牛乳割当移行期に設立された生産者組織や生産者・生産者・乳業者組織が対象

# 優先機軸と施策（農業政策2014-17）

- 基軸2： 資源の効率的利用と持続可能な消費の促進 <環境>
  - 2-1 原材料および資源の効率性向上
  - 2-2 肥沃な耕地の保全
  - 2-3 気候の保全の強化
  - 2-4 生命多様性の支持
  - 2-5 **生産体系支払い**により環境親和的および動物を尊重する形態の生産を奨励
  - 2-6 **持続可能な消費**のモデル構築

# 優先機軸と施策（農業政策2014-17）

- 基軸3： 農村地域の活力と魅力の強化  
＜農村振興＞
  - －3-1 地域振興の促進
  - －3-2 農業の副次的活動にかかる条件枠組みの改善
  - －3-3 多様な農業景観の保全

# 優先機軸と施策（農業政策2014-17）

- 基軸4： 農業・食品部門における革新と企業家精神の奨励 <競争力>
  - 4-1 付加価値生成チェーン全体を通じた革新と協力の改善
  - 4-2 長期的な競争力の改善
  - 4-3 借地の集積奨励
  - 4-4 標準労働単位の算出方法変更
  - 4-5 **移行支払い**の導入（後述）
  - 4-6 競争を阻害する条項の縮小
  - 4-7 行政支出の削減



# 農業法の一般原則を変更

- 農業法の目的規定
  - 動物福祉を追加(第1条のe)
- 連邦政府の施策規定
  - 諸施策が農業・食品部門の品質戦略と整合し、食料主権に従う旨を追加(第2条3項および4項)
  - 直接支払いにより、公共の利益に資するサービス(農業者が土地を耕作して提供する)を奨励する(第2条1項のb)
  - 研究・普及・育種の奨励を追加(第2条1項のe)

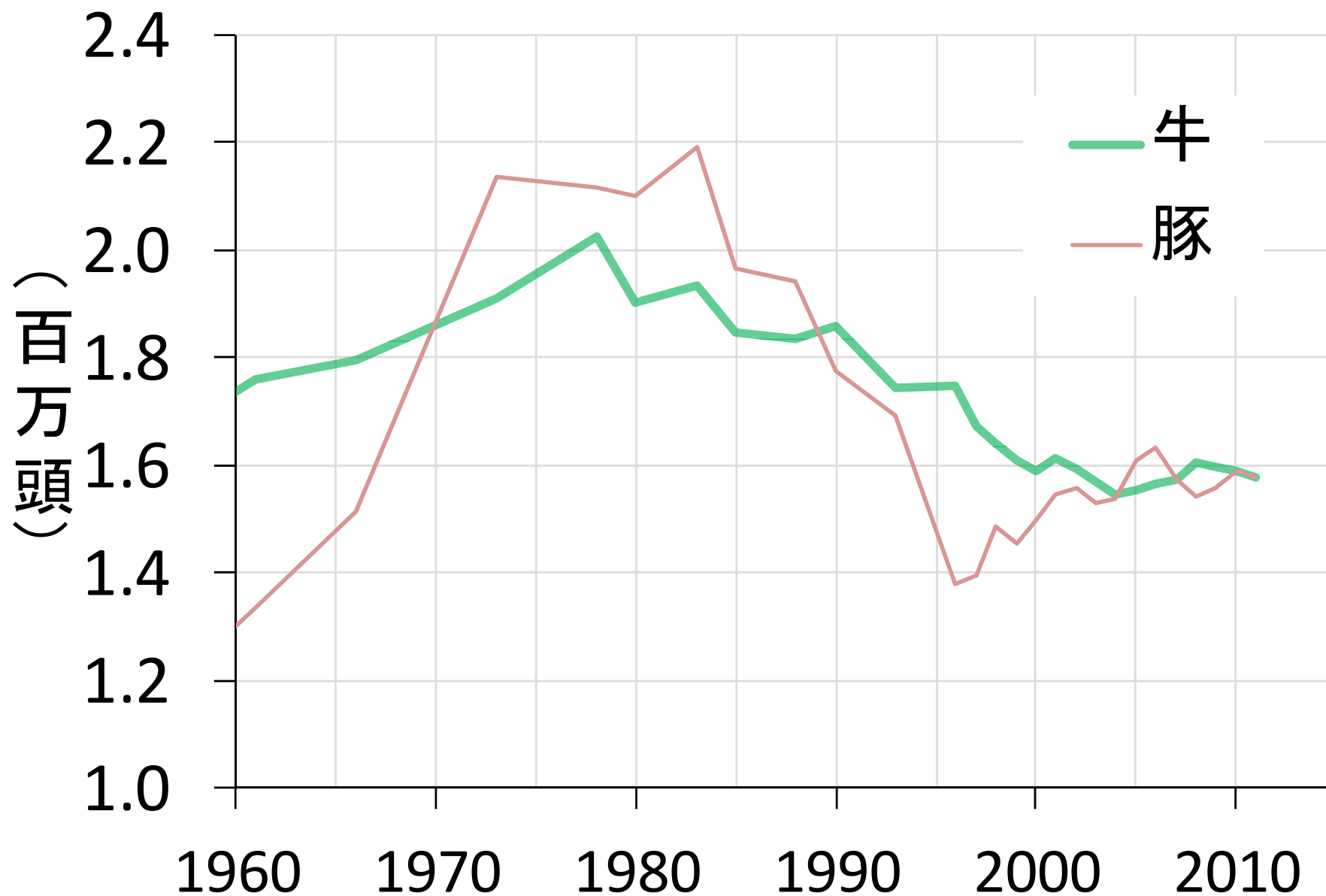
# “食料主権”

- 連邦理事会による定義
  - 「食料主権とは、国際協定の順守を前提として、人々、国あるいは国の集まりが、農業・食料政策を自ら定義し、あるいは食料の生産方法を自ら決定する権利であり、そしてまた自らの土地で生産された食料供給への権利である。」
- あいまい(政治的妥協)
- 政策の具体化は今後の課題

# 直接支払い制度の刷新

- 整理再編（14種類から7種類に）、**全てが多面的機能への支払い**となる
- **農業政策の目的（次頁）**に対応
  - － 憲法および農業法の規定（内容は同じ）
- **所得支持を縮小廃止の方向**
  - － 一般面積支払いを廃止、移行支払いへ（段階的に縮小、2018年以降は未定）
  - － 多面的機能への支払いに財源移転
- 供給保障は**頭数支払いから面積支払い**へ（牛乳過剰、飼料生産減少）

# 牛の頭数は2000年以降下げ止まり



# 直接支払いの展開構想

憲法104条

- ・供給の保障
- ・耕作景観の維持
- ・自然資源の保全
- ・国土の分散的居住
- ・自然と調和し、環境親和的で、家畜を尊重する生産方法の奨励

## 移行支払い

→ 社会的に耐えうる変化の保証

### 耕作景観支払い

- 基礎としての開放景観の維持
- 困難の程度に応じた補償
- 夏季高地放牧の奨励

### 供給保障支払い

- 生産力の維持
- 困難の程度に応じた補償
- 開放地および特に重要な作物の促進

### 生物多様性支払い

- 生息種の多様性および生息地の多様性の維持・促進

### 景観の質への支払い

- 多様な景観の保全・促進・開発

### 生産体系支払い

- とりわけ自然に近い、環境親和的、あるいは動物を尊重した生産体系の促進

## 環境サービス要件、および資源効率支払い

→ 自然資源の持続可能な利用

受給要件と支払い制限(社会的・構造的)

# 直接支払い予算の組替え

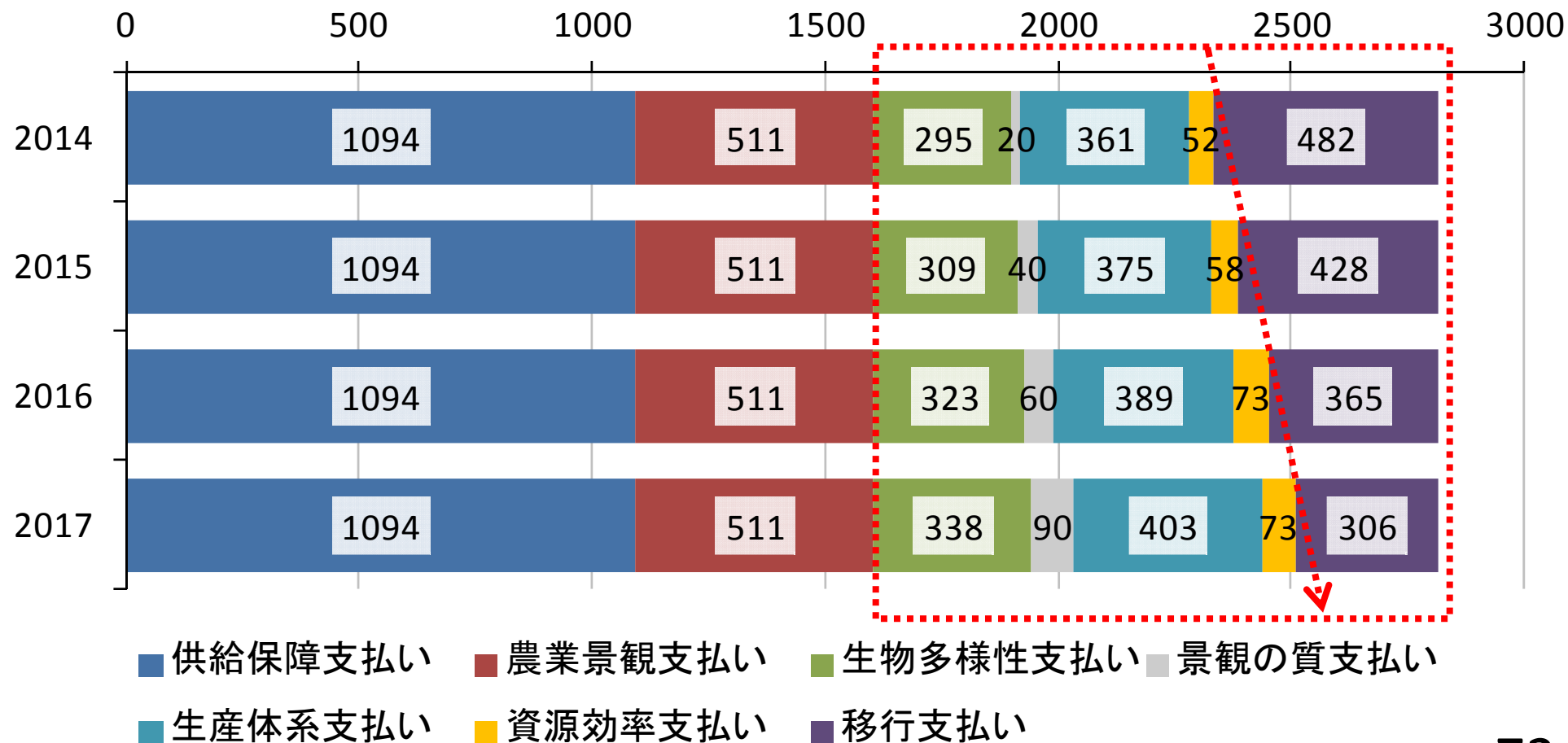
現行施策		目的に応じた配分		新たな直接支払い		
開放地付加支払い	179	供給の保障	956	供給保障支払い	1,094	(増)
粗飼料給与家畜飼養(UGBFG)支払い(夏季高地放牧付加支払いを除く)	468					
難条件下家畜飼養(GACD)支払い(夏季高地放牧付加支払いを除く)	309					
傾斜地支払い	115	農業景観	425	農業景観支払い	511	(増)
夏季高地放牧支払い	99			景観の質に対する支払い	20	
夏季高地放牧付加支払い(UGBFGおよびGACD支払いの形をとるもの)	89					
一般面積支払い	1,022	所得の保証	900	移行支払い	482	(減)
環境補償支払い	141	不可欠な自然資源	310	生物多様性支払い	295	(増)
OQE対応支払い	65					
資源利用効率支払い	35			資源効率支払い	52	
水の保全支払い	7					
有機農業支払い	30			生産体系支払い	361	
粗放(extensor)支払い	28					
SSTおよびSRPA支払い	227	動物福祉	223			
総計	2,814		2,814		2,814	70

# 農家所得からみた直接支払いの変化

- 直接支払いの総額は同じだが
  - － 拡充される支払いの受給には環境・景観などへの追加的な貢献が必要（機会費用）
    - 個別農家の受給額は予測困難（企画と応募）
- 一般面積支払い（所得保障）は実質的に供給保障支払いで代替
  - － かつ移行支払いも残存（少なくとも2017年まで）
- 頭数支払いは廃止
  - － ただし供給保障支払い（面積に対する支払い）に家畜の飼養を結び付けて似た機能を残そうと試みている

# 直接支払いの財源配分(百万フラン)

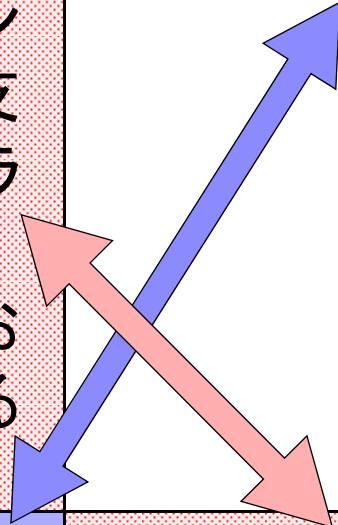
- 移行支払いは毎年縮小、財源移転





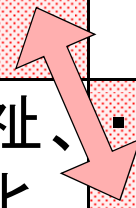
# 供給保障支払いに関する意見対立

		反映された要求	部分的にないし全く反映されなかった要求、および対立
政治勢力	農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>供給保障支払いの引き上げ。1ha当たり基礎支払い900フラン(50フラン増)、同じく耕地作物支払い300フラン(100フラン増)。</li> <li>山岳放牧地支払い、および集約度により異なる支払額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>供給保障支払いの40%増額</li> <li>頭数支払いの維持</li> </ul>
	環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>頭数支払いの財源移転(協議文書の想定どおり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>供給保障支払い(基礎部分)の大幅削減</li> </ul>
	経済		<ul style="list-style-type: none"> <li>供給保障支払い(基礎部分)の撤回</li> </ul>



# 移行支払いに関する意見対立

		反映された要求	部分的にないし全く反映されなかった要求、および対立
政治勢力	農業	・移行支払いを4.8億フランに減額	・移行支払いを2.8億フランに減額
	環境	・山岳地域、動物福祉、有機農業の助成強化	・移行支払いは協議文書のとおりとする
	経済	・山岳地域の助成強化	・移行支払いを9億フランに増額



# 協議結果の反映概要

		政治勢力		
		農業	環境	経済
総則				
	農業法の目的条項に動物福祉を追加		○	
	CER-Nの多数派による食料主権に関する提案を考慮	○		
生産および販売				
	品質戦略の強化、および牛乳買付契約の義務的規制	○		
	乳脂肪分の下限值を設定、財政手段の増加	○		
直接支払い				
	平地における標準労働単位の要件引き上げを見送り	○	○	
	標準労働単位当たりの支払い制限を維持	○	○	
	利用の集約度に応じて供給保障支払いに差をつける	○		
	農業者への年次の山岳放牧支払いを導入	○		
	景観の質に対する支払いの手続きを簡素化	○		
	農業者に応じた調整支払い	○	○	
直接支払いの財源配分				
	供給保障支払いの増額(基礎支払いと開放地の奨励)	○		
	山岳地域への直接支払い増額(傾斜地支払い、夏季山岳放牧)	○	○	○
	有機農業、草地乳肉、動物福祉に対する支払い増額		○	
	移行支払いを6.5億フランから4.8億フラン(2014年)に減額	○		
構造改善				
	費用削減施策の強化	○		○
	地方工芸品の望ましくない競争を避ける			○

# 農業政策2014-17のまとめ

- 直接支払い再編：政策目的（多面的機能）と対応
  - － 公共財への貢献が必要
  - － **所得支持は縮小**（移行支払い）、頭数支払いは廃止（一部の要素は供給補償支払いに残存）
    - 移行支払いは次々期農業政策2018-21まで存続か
  - － 面積支払いは供給保障支払いとして存続、食料安全保障が前面に
- 2025年までの長期戦略に沿った第一歩
  - － 農業と食品の政策統合へ
- **新たな概念の導入**（＜＝議会から個別の要請）
  - － 持続可能な消費、品質戦略、食料主権
  - － 展開はこれからか

ご清聴ありがとうございました

